

## 境界確認申請について

### 1. [必要書類]

境界確認申請書	<ul style="list-style-type: none"><li>・代理人が申請人となる場合には、委任状を添付してください。</li><li>・「資格者」の欄には、事務手続きの代行者（土地家屋調査士、測量士等）がいる場合に記入してください。</li><li>・「連絡先」の欄には、上記以外の事務手続きの代行者がいる場合に記入してください。</li></ul>
立会者名簿	<ul style="list-style-type: none"><li>・立会いが必要な土地の登記簿上の土地所有者を記入してください。</li></ul>
公図	<ul style="list-style-type: none"><li>・法務局の「公図の写し」に土地所有者氏名を記入してください。</li><li>・境界確認の必要な部分を朱線で示してください。</li><li>・公図は、立会者の所有する土地も添付してください。</li></ul>
案内図	<ul style="list-style-type: none"><li>・申請地までの案内図を添付してください。</li><li>・申請地を朱線で示してください。</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・参考となる資料を添付してください。（地積測量図等）</li></ul>

### 2. [立会者]

申請地の両隣及び水（道）路を挟んだ向かい側の土地所有者の立会いが必要となります。借地権のある場合は、借地権をお持ちの方の立会いが必要となります。

### 3. [立会日]

立会日を予約してある場合は、予約日の二週間前までに「境界確認申請書」を提出してください。

「境界確認申請書」の提出時に立会日を決める場合は、二週間後以降となります

### 4. [立会いの連絡等]

立会い日時等の連絡は、申請人から行ってください。

立会い者に印鑑（認め印で可）を持参するよう、連絡してください。

代理人の方が立会う場合、「境界確認承諾に関する委任状」が必要となります。

（注）「境界確認承諾に関する委任状」の内容は、「境界確認及び境界承諾に関すること」です。

### 5. [境界標埋設]

境界標の埋設は、境界の決定後若干の時間がかかります。

境 界 確 認 申 請 書

平成 年 月 日

(あて先)

上尾市長

申請人住所  
土地所有者  
又は代理人 氏名

印

電話

下記申請地先にかかる土地と市有地（道路・水路）との境界が明らかでないため、関係書類を添えて、境界確認を申請します。

記

申請地	上尾市		
申請の理由			
添付書類	案内図 立会者名簿 公図(写) 委任状(代理人が申請人となる場合) その他参考となる資料(地積測量図等)		
資格者	住所	氏名	印 電話
連絡先	住所	氏名	印 電話

河受第 - 号 平成 年 月 日					決 裁 欄			
立 会 日	月 日	/	/	/	課 長	主 幹	管理担当 リ-ダ-	担 当
	時 間	:	:	:			主 査	主 任
	連 絡							

